

馬匹売買契約書記載条文 特約条項

売主及び買主双方は、別に定める「社台グループオーナーズ2025年産地方入厩予定馬：馬匹売買契約の特約条項」（「売買特約条項」という）に則って当該競走馬が競走の用に供され、また、事務手続が行なわれることを了承する。



馬匹売買契約書
〔地方入厩予定馬用〕

社台グループオーナーズ2025年産地方入厩予定馬

馬匹売買契約の特約条項（「売買特約条項」）

第1条（馬匹売買契約の成立と共有馬管理等に関する特約）

- 社台ファーム、ノーザンファーム、追分ファーム及びこれら各牧場の関係法人又は個人（これら各牧場及び関係法人・個人を総称して「社台グループオーナーズ各販売者」という）のうち、当該共有馬を販売する牧場又はその関係法人又は個人（以下「販売者」という）と、地方競馬全国協会（NAR）の馬主登録を既に受けた又はこれを受ける見込みのある購入者（以下「買主」という）の間で、当該販売者の所有競走馬の共有持分権（1頭20口の共有持分権。以下これを「共有持分権」といい、当該競走馬を「共有馬」という）を現状有姿の状態にて売買する馬匹売買契約（以下「売買契約」という）が成立した。
- 上記売買契約の成立に先立ち、共有馬について下記①～⑧に該当する事由が確認された場合には、販売者はかかる該当事由を買主に適宜の方法にて開示するものとし、また買主はかかる該当事由につき販売者から開示を受けたことを認める。
 - 悪癖（さく癖、旋回癖、熊癖）
 - 目の異常（白内障、黒内障、緑内障）、月盲
 - 上気道疾患に対する外科手術歴
 - 開腹手術歴
 - 骨折に起因する外科手術歴
 - 関節内骨関節疾患に対する外科手術歴
 - 腱及び靱帯（支持靱帯）の切断又は切除手術歴
 - 去勢

但し、買主は、売買契約成立後、本項に従って開示された該当事由及び共有馬に関するその他の事由を理由として、既に

成立した売買契約を解除することはできない。

- 販売者及び買主双方は、かかる共有馬の売買に関わる取り扱いについて規定した本特約条項が売買契約に付帯しその一部を構成することに同意する。なお、本特約条項においては、買主を「共有者」と表記することがある。

第2条（共有代表馬主の権限と義務及び共有馬管理等に関する覚書）

- 買主は、売買契約に基づいて共有持分権を取得後、共有馬を競走の用に供し、かつその事務の取扱いを円滑に行うため、共有馬の共有代表馬主（以下「共有代表馬主」という）を以下の者とすることに同意する。

社台ファーム（その関係法人又は個人を含む）の販売にかかる共有馬：吉田照哉
ノーザンファーム（その関係法人又は個人を含む）の販売にかかる共有馬：吉田勝己
追分ファーム（その関係法人又は個人を含む）の販売にかかる共有馬：吉田晴哉
- 共有代表馬主と共有者たる買主は、共有馬の管理等に関する共有代表馬主と共有者間の権利義務について定める「共有馬管理等に関する覚書」（以下「覚書」という。同覚書にはこれと一体をなす「共有馬管理等に関する覚書の付帯条項」（以下「付帯条項」という）が含まれる）を取り交わすものとする。

第3条（馬代金の支払と遅延利息）

- 買主は、共有馬（共有持分権）の売買代金（金銭により授受

される代金(消費税10%対象)で、以下「馬代金」という。なお、後述のとおり、販売者がカタログ等により提示した共有持分権売り出し価格は「売買提示価格」という)の支払方法として、一括払いと分割払いのいずれかを選択することができる。一括払いを選択した場合、買主は原則として共有持分権の売買契約締結日の属する月の翌々月10日までに、所定の割引率(売買提示価格の2%。但し、1歳12月末日までの購入に限る)を適用した金額を一括して支払う。また、分割払いを選択した場合、最大で10回分割までとし、以下の方法によるものとする。1歳7月末までに売買契約を締結して10回分割を選択した場合には、同年9月から翌年6月までの期間中毎月10日までに分割当月分を支払い、分割払いの最終支払期限(2歳6月10日)までに馬代金全額の支払いを完了させるものとする。また、1歳8月以降に売買契約を締結した場合は、売買締結日の属する月の翌々月10日より2歳6月10日までに対応する月数分を分割払いの回数とする。一括払い・分割払いとも原則として預金口座振替の方法による(振替日は原則毎月6日)。但し、買主が社台グループオーナーズ各販売者のいずれかから初めて共有持分権を購入する場合に限り、当該買主は一括払い代金又は分割払いの初回代金を、共有持分権の購入日から10日以内に振込送金により支払うものとする。

- 買主が支払った馬代金は、相続人が共有持分権の相続による承継を放棄する場合を含め、理由の如何に関わらず返還されない(第4条第2項が適用され売買契約が失効する場合を除く)。
- 馬代金の支払方法として分割払いが選択され、その分割払い期間中に、共有馬の死亡又は付帯条項第4条第4項記載の特約給付規定に該当することによって引退に伴う保険金の給付を受ける場合、かかる保険金等はまず馬代金の未払部分に充当され、残余がある場合にのみ当該残余部分が買主に支払われる。また、当該充当後においてなお馬代金に未払部分が残る場合、買主は当該未払部分を一括して支払うものとする。
- 買主が、第1項に定める支払期日に馬代金の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から完済日まで年率14.6%の遅延利息を支払うものとする。
- 買主が、かかる馬代金の支払義務を支払期日(分割払いによる場合はいずれかの分割払い金の支払期日)から2ヵ月経過してもなお履行しない場合、販売者は当該買主への通知をもって売買契約を解除することができる。かかる場合、当該買主として支払済みの馬代金及び共有持分権取得後の共有者として支払い済みの付帯条項第2条ないし第4条に記載する預託経費等(当該解除通知日以前に発生したこれら代金、経費等

で同通知日以降の自動振替により振替られた分を含む)は、不履行理由の如何を問わず返還しない。また、買主が第1項但書記載の一括払い代金又は分割払いの初回代金の支払を支払期日までに履行しない場合、販売者は当該買主への通知をもって売買契約を解除することができる。

第4条(共有持分権の取得と預託経費の負担)

- 買主が共有持分権を取得する時期は、共有馬の2歳1月1日又は売買契約締結日のいずれか遅い日とする。
- 共有馬が2歳到達前の時点において、死亡もしくは競走能力を喪失するに至った場合、又は販売者において、共有馬の競走能力に重大な影響を及ぼしうる疾病等の症状が認められると判断した場合には、販売者からの通知により売買契約は失効するものとする。かかる場合には、共有馬の納入済みの馬代金及び保険料は買主に全額返金される。なお、買主が共有馬の購入時に値引特典(第5条参照)を使用した場合であっても、売買契約の失効に伴い、当該値引特典は再度利用することができ、前記通知がなされた日から1年以内に限り、社台グループオーナーズ各販売者のいずれかから新規に共有持分権を購入する場合に、売買提示価格から当該値引相当額の値引を受けることができる。
- 共有馬の預託経費(預託料、保険料等)は、売買契約締結日の如何にかかわらず、1歳12月末日までは販売者の負担とし、2歳1月1日からは買主の負担とする。従って、2歳1月1日以降に売買契約を締結して共有持分権を取得した買主については、2歳1月1日に遡って同日以降の預託経費を負担するものとする。

第5条(値引特典)

- 共有馬が入厩の有無にかかわらず1回もレースに出走できないまま引退し、その引退時までの同馬の事故見舞金、売却代金、買戻し代金(牝馬の場合)、付帯条項第4条第4項に規定される特約保険金(死亡事故以外に起因する保険給付)、その他の総収入金額が算定基準金額(本項においては同馬の売買提示価格)の50%に満たない場合、買主は、当該引退通知がなされた日から1年以内に社台グループオーナーズ各販売者のいずれかから新規に共有持分権を購入する場合に限り、売買提示価格から同不足額に相当する金額の値引を受けることができる。なお、本条記載の売却代金は、売却経費控除前の価格(サラブレッドオークションによる場合は、落札価格に消費税を加えた価格)とする。
- 共有馬が出走するも1回も第1着となれずに引退し、その引退時までの同馬の獲得総賞金、事故見舞金、売却処分代金、買戻し代金(牝馬の場合)、付帯条項第4条第4項に規定される特約

保険金(同項ade)、出走手当に類する交付金その他の総収入金額が、算定基準金額(本項においては同馬の売買提示価格から600万円を除いた金額)の40%に満たない場合、買主は、当該引退通知がなされた日から1年以内に社台グループオーナーズ各販売者のいずれかから新規に共有持分権を購入する場合に限り、売買提示価格から同不足額に相当する金額の値引を受けることができる。

3. 買主が第1項及び第2項に基づいて値引特典を取得した場合であっても、上記通知がなされた日から1年以内に社台グループオーナーズ各販売者のいずれかから新規に共有持分権を購入しない場合には、本条に定める値引特典は失効する。また、共有者が第7条第3項に該当し、社台グループオーナーズ各販売者において当該買主に対する新規共有馬持分権の販売を停止する措置を講じた場合においても、かかる値引特典は失効する。
4. 共有馬が2歳1月1日以降に死亡した場合は、第1項及び第2項の適用はない。

第6条(牝馬の引退と販売者の買戻しオプション)

共有馬である牝馬が引退する場合、販売者等は特定の牝馬について共有者たる買主からその共有持分権を売買提示価格の10%(消費税10%対象)にて買い戻すオプション権を有するものとし、かかる買戻しのオプション権が行使された場合、共有者たる買主はその買戻しに応ずるものとする。

第7条(その他)

1. 共有馬が市場取引馬である場合において、市場開設者から支給を受けた重賞競走優勝等に係る奨励金又はこれに類する金品(例:セレクトセールプレミアムなど)については、共有代表馬主がこれを受領する。
2. NARの管轄する競馬主催者又はJRAから提供される優勝賞品であって、時価10万円を超える純金メダル及び金製品、宝飾品等の賞品のうち、重賞競走優勝の際に贈られる賞品については、共有代表馬主等が優先的に買取を申し出ることができる。なお、かかる買取代金については、第2条に規定する「付帯条項」記載の取扱いに従って各共有者に分配される。
3. 買主は、馬代金の支払いを怠った場合又は共有持分権取得後に共有者として第2条第2項記載の「覚書」及び「付帯条項」に違反するなどして共有代表馬主等の円滑な業務遂行を妨げた場合には、社台グループオーナーズ各販売者において、当該買主ないし共有者に対する新規共有馬持分権の販売を停止する措置を講ずることがあることを予め承諾する。
4. 共有馬が1歳7月以降において販売開始された馬(一時的に

販売が停止されたものの、その後販売停止が解除されたうえで販売された馬及び新たに追加で販売される馬を含む)である場合、当該馬の販売代金の預託料・保険料経費の負担開始時期等については、その販売の際に、販売者より本付帯条項の規定と異なる条件が事前告知された場合には、当該条件が優先的に適用されるものとする。

第8条(管轄権を有する裁判所)

共有馬の売買、その他売買契約又は本特約条項に規定された事項に関して紛議が生じた場合には、東京都千代田区にある第一審の裁判所をもってその専属管轄裁判所とする。